

## 女性活躍推進法成立に伴う 「第 3 次北九州市男女共同参画基本計画」の位置づけについて

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の成立を受け、第 3 次北九州市男女共同参画基本計画（第 3 次基本計画）を、女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置づけ、第 3 次基本計画の計画的な実行を通じ、本市での女性の職業生活における活躍を推進する。

### 1. 女性活躍推進法の概要

#### (1) 基本原則

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

#### (2) 基本方針等の作成

- ① 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。
- ② 地方公共団体（都道府県、市町村）は、基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）→ 市町村推進計画

#### (3) 事業主行動計画の策定等（優れた取組を行う一般事業主を認定）

- ① 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（300 人以下の民間事業主は努力義務）  
ア) 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
イ) 上記を踏まえた「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

#### (4) その他

- ① 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織できる。
- ② 原則、公布日施行（H27.9。事業主行動計画の策定は、H28.4.1 施行）。10 年の時限立法。

### 2. 市町村推進計画に関する国の説明

(1) 市町村推進計画は、各地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての計画であり、相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組事項を記載する。

(2) 市町村推進計画は男女共同参画計画と一体のものとして策定できる。

### 3. 本市の対応

(1) 「第 3 次北九州市男女共同参画基本計画（H26～H30）」（第 3 次基本計画）では、女性の職業生活における活躍について、計画の柱Ⅱ（女性の活躍による経済社会の活性化）・柱Ⅲ（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進）において、「（仮称）女性活躍推進センターの設置」をはじめ、相談体制、両立支援、職業教育の充実等に取り組みことを定めている。また、本年 9 月に策定された国の基本方針の各施策にも対応したものとなっている。

(2) このため、第 3 次基本計画を、女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置づけ、第 3 次基本計画の計画的な実行を通じ、本市での女性の職業生活における活躍を推進する。

【参考】国の基本方針（H27.9.25）と本市第3次基本計画の施策関係

国の基本方針に掲げる施策	本市第3次基本計画の主要施策
<p>1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定</p> <p>○公共調達を通じた女性の活躍推進</p> <p>○企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等（顕彰、好事例の発信等）</p> <p>○中小企業の女性活躍推進に向けた取組の促進</p> <p>○正社員への転換を希望する労働者に対する支援</p> <p>○女性の登用促進のためのロールモデルの普及促進</p> <p>○再就職支援</p> <p>○起業・創業支援</p> <p>○女性の参画が少ない分野での就業支援</p> <p>○キャリア教育等の推進</p> <p>○女性の職業生活の情報の収集・整理・提供</p> <p>○女性の活躍の推進に向けた啓発活動</p>	<p>●「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」の実施、受賞者の紹介 【Ⅱ-3-(4)】</p> <p>●市の業者登録・公共工事の入札に係る表彰企業へのインセンティブ付与 【Ⅲ-1-(1)】</p> <p>●女性活躍・WLBに取り組む企業の推進組織との連携・情報発信 【Ⅱ-3-(2)】</p> <p>●企業等におけるポジティブ・アクションの働きかけ 【Ⅱ-3-(2)】</p> <p>●「北九州市新成長戦略」に基づく多様な就業機会創出 【Ⅱ-1-(2)】</p> <p>●働く場で活躍する女性のネットワーク形成、ロールモデル等の情報発信 【Ⅱ-3-(4)】</p> <p>●ムーブ等の就業支援・資格取得講座、「再就職トータルサポート事業」の実施等 【Ⅱ-2-(1)】</p> <p>●女性起業家の育成・創出（講習会の開催、開業支援資金融資等） 【Ⅱ-3-(3)】</p> <p>●農林水産業分野における女性の経営参画の促進（家族経営協定の締結促進） 【Ⅱ-1-(4)】</p> <p>●キャリア教育講習会などの実施 【Ⅱ-2-(4)】</p> <p>●就業、キャリアアップに関する情報等をワンストップで提供し、トータルでサポートする女性活躍推進センターを設置 【Ⅱ-1-(1)】</p>
<p>2 職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備</p> <p>○男性の意識と職場風土の改革</p> <p>○両立に向けた子育て支援環境の整備</p> <p>○長時間労働の是正・休暇の取得促進</p> <p>○両立支援に向けた企業の取組促進</p> <p>○柔軟な働き方の推進</p> <p>○職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討</p> <p>○ハラスメントのない職場の実現（妊娠・出産等による不利益取扱いの防止等）</p>	<p>●男性の家事・育児・介護などの参画促進講座</p> <p>●企業等への出前セミナーの実施 【Ⅲ-1-(2)】</p> <p>●保育所の適正配置、保育サービスの充実、放課後児童クラブの充実 【Ⅲ-2-(1)】</p> <p>●企業トップ、人事担当者向け講演会</p> <p>●WLB推進アドバイザーの派遣</p> <p>●長時間残業抑制など働き方見直しの働きかけ</p> <p>●WLB推進キャンペーンの実施 【Ⅲ-1-(1)】</p> <p>●マタニティ・ハラスメント防止の啓発など妊産婦が働きやすい職場環境づくりの働きかけ 【Ⅲ-1-(1)】</p>